

### Ⅲ 計画の推進

協会は、この中期計画を基本として、年度ごとに「建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という）を策定し、その普及促進に努める。また、会員は、中期計画及び各年度の「実施事項」を基本にして、それぞれの実情に即した労働災害防止計画を定め、「災防規程」に定める事項を遵守しつつ、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

このため、協会及び会員は、この計画の期間を通じて、従来から進めている「三大災害絶滅運動」、「安全施工サイクル運動」を引き続き推進すると共に、以下に掲げる主要な安全衛生対策を推進する。